

議案第 29 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 10 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 32 年日出町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町職員の給与に関する条例

第 15 条第 2 項第 2 号中「4,400 円」を「4,500 円」に、「9,400 円」を「9,500 円」に改める。

第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

第 25 条中「及び退職手当」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 退職手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、大分県退職手当組合退職手当支給条例（昭和 37 年大分県退職手当組合条例第 1 号）の定めるところによる。

附則に次の１項を加える。

（令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間における給料の特例）

- １４ 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間における給料支給額は、第５条、第７条及び第７条の２の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする（手当の額及び勤務時間１時間当たりの給与額（第１６条の規定を適用する場合における勤務１時間当たりの給与額を除く。）の算定の基礎となる場合を除く。）。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	４級及び５級	１００分の２
	６級及び７級	１００分の２.５

（日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

- 第２条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和３２年日出町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「職員の給与に関する条例」を「日出町職員の給与に関する条例」に改める。

第６条第２項中「１００分の１６７.５」を「１００分の１６２.５」に改める。

附則第１６項（見出しを含む。）中「令和４年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

（日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 第３条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２９年日出町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「職員の給与に関する条例」を「日出町職員の給与に関する条例」に改め、同条第２項中「１００分の１２７.５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７.５」を「１００分の１６２.５」に改める。

附則第2条の見出し及び同条第3項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

（日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員の給与に関する条例」を「日出町職員の給与に関する条例」に改める。

第16条第1項及び第27条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の日出町職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項及び第3条の規定による改正後の日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項若しくは第5項（これらの規定を職員の育児休業等に関する条例（平成4年日出町条例第1号）第13条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第1項から第3項まで若しくは第6項、第2条の規定による改正後の日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第6条第2項若しくは附則第17項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年日出町条例第1号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（第1号及び第2号に掲げる職員にあつては、第1条の規定による改正前の職員の給与

に関する条例の適用を受けるものに限る。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第2条に規定する特別職の職員で常勤のもの 167.5分の10

2 令和3年12月に日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年日出町条例第7号)、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和56年日出町条例第2号)その他の規則で定める条例(任命権者が定める規則又は規程を含む。)の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(第1号及び第2号に掲げる職員にあつては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の適用を受けるものに限る。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年日出町条例第7号)又は技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和56年日出町条例第2号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則又は規程で定める」とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「職員の給与に関する条例」を「日出町職員の給与に関する条例」に改める。

(1) 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年日出町条例第14号）第6条

(2) 職員の特殊勤務手当支給条例（昭和39年日出町条例第7号）第1条

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第5条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条中「職員の給与に関する条例」を「日出町職員の給与に関する条例」に改め、「。以下「給与条例」という。」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「職員の給与に関する条例（昭和32年条例第10号）」を「日出町職員の給与に関する条例（昭和32年日出町条例第10号）」に改める。

(1) 職員の育児休業等に関する条例第7条第1項

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日出町条例第1号）第8条の3第1項

(3) 日出町立幼稚園における管理職手当に関する条例（平成25年日出町条例第8号）第3条

理 由

令和3年人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、国等の給与改定等の事情を考慮して職員の給与等を改定し、職員の給料月額の減額率を改めて減

額する期間を延長し、及び特別職の給料月額の減額する期間を延長し、並びに
通勤手当の額を引き上げたいので提出する。